

令和5年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

令和6年1月9日

1月9日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第6 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第7 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	5番	鈴	木	健	夫
6番	山	田	宏	一	7番	栗	山	雅	幸
8番	石	橋	清	勝	9番	平	川	君	子
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武
12番	飯	森		孝	13番	高	松	多	可
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 1名

4番 芹 川 幹

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	越	川	泰	克	主 査	岡		善	子
主 査	圓	藤	大	輔					

開会 午後 3時00分

議 長 能登半島の被災された皆様方には本当にお見舞い申し上げる次第でありまして、早期の復興を祈るばかりでございます。

それでは、本日の出席委員の確認でございますが、1名欠席ということで18名です。欠席委員は4番の芹川委員でございます。従いまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議 長 ただいまから令和5年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名委員の選任

議 長 まず最初に、議事録署名委員の選出をしたいと思います。

議長指名とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、5番 鈴木健夫委員、15番 富澤克彦委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第7 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和6年1月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから3ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番及び2番は、譲受人が新規就農するに当たり、1番が親から使用貸借権設定を受けるものであり、2番は農業経営を廃止する譲渡人から賃借権設定を受けるものがあります。

整理番号3番、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、6番、7番は、5番が自作地に隣接して耕作利便のため、6番及び7番が自社に近く耕作利便なため、それぞれ売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、7件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、林 藤江委員。

18番林委員 去る12月25日月曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いただきます。

まず、議案第1号整理番号3番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号3番について、7番 栗山雅幸委員。

7番栗山委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの農業経営を行っておらず、市内に当該農地1筆のみの所有であることから、処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地の隣接地で、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号整理番号3番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号整理番号3番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号整理番号3番を除く6件について審議をします。

担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番、2番について、4番 芹川 幹委員でございますが、欠席のため事務局が代読となります。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、子の新規就農に当たり、父の農地に使用貸借権の設定を行うものです。

申請地では、水稻の作付計画があり、5年後の経営面積は2ヘクタールを目標としています。

また、農業経営の実施計画書の内容においても、適正であると判断されることから、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、この申請は、整理番号1番との関連案件で、同一の譲受人となります。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。

申請地では、サツマイモの作付計画があり、農業経営の実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号4番について、7番 栗山雅幸委員。

7番栗山委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号5番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の隣接地で、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号6番、7番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号6番及び7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号6番及び7番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の〇〇から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号整理番号3番を除く6件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号整理番号3番を除く6件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和6年1月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは4ページから5ページで、整理番号は1番から4番です。

転用の目的別に概要説明します。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

整理番号2番、転用目的は進入路用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

整理番号3番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

整理番号4番、転用目的は高齢者向け住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

以上、4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、林 藤江委員。

1 8番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は4件であります。写真及び書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇地区から〇〇地区に向かう途中、〇〇〇〇というお店があります。そこを

雨水のみで、地下浸透処理となります。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号4番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇の脇の道路を挟んで〇〇〇にある〇〇の〇〇〇〇〇〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する不動産売買や賃貸などを営む法人で、人口の高齢化に伴い、需要が高くなっている高齢者向け住宅を〇〇〇〇〇〇〇〇〇に建築し、高齢者介護を営む法人へ貸し出す計画です。

申請地では、切土や盛土等の造成は行わず、整地のみを行う予定です。排水については、雨水は浸透柵にて敷地内で浸透処理し、汚水、雑排水は下水道へ接続して放流します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5号の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和6年1月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは6ページから37ページで、整理番号は1番から60番ですが、整理番号
23番については削除をお願いします。

第10次農用地利用集積計画の概要については、附属資料のとおりでございます。

以上、59件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参
与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第3号整理番号9番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号整理番号9番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、議案第3号整理番号53番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号整理番号53番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号整理番号53番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員、入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第3号整理番号57番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号整理番号57番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号整理番号57番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号9番、53番、57番を除く56件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

ただいま言いました議案番号に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号9番、53番、57番を除く56件について、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した、議案第3号整理番号9番、53番、57番を除く56件
については原案のとおり決定をいたします。

◎日程第4 報告第1号

議長 次に、報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 それでは、報告事項を申し上げます。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知
があったので報告する。

令和6年1月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

◎日程第5 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通
知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集
積計画(中途解約)の通知があったので報告する。

令和6年1月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は28件です。

◎日程第6 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出につい
て。

下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書の提出があったので報告する。

令和6年1月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎日程第7 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和6年1月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

以上、報告申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました審議が、議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人